

「道の駅たけはら」売店コーナー出品要領

「道の駅たけはら」の売店施設は、特産品づくりによる産業振興や地域振興に貢献できる施設運営を目指し、地域の生産者と市内外の消費者との交流の場づくりによる地産地消を推進し、生産者や事業者等の収益性の向上や地域の活性化を図ること目的としています。

長く愛される施設として、運営スタッフ一同、鋭意努力してまいりますので、出品に際しましては、この要領を十分ご理解いただきご協力をお願いいたします。

1. 出品者

【出品者資格】

○出品者としての参加を希望する方は、道の駅たけはら管理者へ登録が必要です。別紙登録申請書の提出が必要です。（グループで登録することもできます。）

【会費等の負担】

○会費負担はありません。

【脱会】

○いつでも脱会することができます。ただし、脱会の手続きが必要となります。

2. 商品区分

売店コーナーでは、次の商品を取り扱うものとします。

【農水産物】

○野菜、果実、花き、鉢物、魚介類、肉類などの農水産物

【農林水産物加工品】

○農林水産物を原料とした加工品（例：練り物、海藻類、塩干物、漬物など）

【加工食品】

○お菓子類（例：煎餅、クッキーなど）

【工芸品】

○農産物・加工品以外の織物、染物、木工品、竹製品、紙細工、陶器などで、出品者自らが製作したものです。

※ 加工食品は、「食品衛生法」の対象となります。したがって、消費者に食中毒などの被害があった場合、製造物責任や出品者の管理責任を問われることがあります。

※ 冷蔵・冷凍が必要な商品の販売を希望される場合は、ご相談ください。

※ 仕入れ品は、原則として出品できません。

ただし、イベントやコーナー企画の中で取り扱うことがあります。

3. 営業

【休業日】

- 休業日は、毎月第3水曜日とします。
ただし、休業日が祝祭日の場合は翌日を休業日にします。
(状況により変更することもあります。)

【営業時間】

- 営業時間は、午前9時から午後6時までとします。
(状況により変更することもあります。)

4. 出荷

【搬入時間】

- 商品の搬入は、出品者それぞれの責任で、指定時間内に行っていただきます。
指定時間は、初回は午前8時30分から9時、追加搬入は10時以降とします。
(状況により変更することもあります。)

【出荷規格】

- 出荷する商品の規格は原則として出品者の自由とします。ただし、円滑な販売や運営が行えるよう、商品規格を指導する場合があります。

【検品】

- 売店コーナーでは、出品の際に商品の検品はいたしません。
出品者それぞれの責任で、商品搬入、包装、値付けを行い、売店コーナーの指示に従って売り場に陳列していただきます。

【荷造り・包装】

- 出荷する商品は、バーコードラベルや表示ラベル(加工品の場合)が貼れるように、ひとつずつ商品が見やすいように包装してください。
○ホッチキスによる包装は絶対にしないでください。

【表示】

- 商品表示(品名・出荷者名・価格等)は、売店コーナーのバーコードラベルで行います。
- 品名は、あらかじめ登録してある単品名を選択することにより印字されます。
- 加工食品については、「食品衛生法」や「JAS法」等に基づく表示ラベル(品名、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者名等を印字したもの)が必要です。
- 加工品の表示ラベルは、あらかじめ出品者によって貼り付け、バーコードラベルは売店コーナーにおいての貼り付けとなります。
- ジャンコードに対応しています。

【バーコードラベル発行】

- バーコードラベルは、売店コーナー備え付けのバーコードラベル発行機を使用して、出品者ご自身で発行していただきます。
- バーコードラベルの発行枚数は、出品者ごとに集計・管理します。
- 発行にかかる実費は次のとおりで、出品者の販売代金から精算します。
※バーコードラベル… 1枚2円（出品者が自分で発行します。）
- バーコードラベルの事前発行（大量発行）は可能です。
- 値付けや表示を訂正する場合は、バーコードラベルあるいは表示ラベルを新たに貼り替えてください。手書きによる訂正はできません。
- バーコードラベルが剥がれたり汚損してレジで読み取れない商品は、出品者の販売額として計上されませんのでご注意ください。

【値付け】

- 商品の値付けは出品者個々の判断で自由に決めていただきます。
（10円単位とします。）
- バーコードラベルに表示する価格は、消費税を含む価格（内税・総額表示）とします。

【陳列】

- 野菜、果実、加工品等は、指定コンテナを各自でご用意いただきます。
- 出品者は、売店コーナー管理者の指示により、陳列していただきます。
- 数量・配置については、売店コーナーの指示に従っていただきます。
- コンテナの中は、バーコードラベルが見えるように商品を並べてください。
- 商品の残数の状況により、売店コーナーで、商品を移したり配置を変更したりする場合があります。

【品質】

- サイズによる規格外は、問題ありませんが、虫食いや傷み及び品質劣化したものを陳列や混入しないようお願いします。

5. 販売

【販売方法】

○販売方法は委託販売方式とします。

【手数料】

○販売委託手数料は、次のとおりとします。

農産物	販売価格の 15%
魚介類	販売価格の 15%
肉類	販売価格の 15%
農林水産物加工品	販売価格の 20%
加工食品	販売価格の 20%
工芸品	販売価格の 20%

※冷蔵・冷凍品を取り扱う場合は、別途 3%いただきます。

※上記に該当しないものや管理者の直接交渉によるものは、15%~30%の範囲内で手数料を決定することがあります。

【商品管理】

○売店コーナーでは、販売委託された商品の管理について十分注意いたしますが、万引きや自然災害等、当直売所の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償をいたしません。

○商品の販売状況のお知らせは、出品者がお持ちの携帯電話またはパソコンのメールアドレスを登録していただくと、メールで売り上げ状況が配信されます。

○メールは1日4回まで、配信することが可能です。なお、売上げがない場合メールは送信されません。

また、商品名及び単価ごとの販売状況を通知しますので、追加搬入等の参考にしてください。

【商品の撤去】

○商品に傷み、劣化、腐敗、安全性の懸念等があると売店コーナーが判断した場合は、その商品を出品者の了解なしに陳列棚から撤去することがあります。その商品については、売れ残り商品として取り扱います。

6. 精算

【代金精算】

- 販売実績は、毎月月末に出品者ごとに集計し、販売明細書を発行します。
- 販売実績を月末締めで集計した後、原則として翌月10日に精算します。
- 販売代金から販売委託手数料、バーコードラベル発行実費等を差し引いた額が精算額になります。

【代金振込】

- 精算金額は出品者が指定する金融機関への振り込みとし、振込みにかかる手数料は出品者負担となり、精算金額から差し引かれます。
- 広島銀行竹原支店（竹原支店限定）、または三原農協管内を指定されますと手数料は不要です。

7. 引き取り

【引き取り時間】

- 引取りの受付時間は、原則として販売当日の午後6時～7時までとします。
（翌日も出品がある場合は、出品時に前日の引取りをされてもかまいません。）
- 翌朝までに引き取りされなかった商品については、売店コーナーで処分させていただきます。処分費用がかかった場合は、後日、出品者に請求させていただきます。
- 日持ちの良い農産物、鉢花、加工品、工芸品など、劣化が少なく保存性のよい商品については、商品の品質状態を見極めながら、判断しますが出品者においても適宜商品の状態を確認してください。
※例…土物（芋類、玉ねぎ、かぼちゃ等）、果物（柑橘類）など
- 毎月第3火曜日は、加工品等を除き、生鮮商品は出品者で引取りをお願いします。

8. 出品停止等

【出品停止等】

次のいずれかに該当する会員には、出品停止や登録抹消等の措置を行うことがあります。

- 1 自ら生産・製造・製作した商品以外の商品を出荷したとき。
- 2 出荷した商品に欠陥（劣化、病害虫、腐敗、量目不足、粗悪品など）があったとき。
- 3 消費者から商品に対する苦情があったとき。
- 4 事前に連絡・相談なく売れ残り商品を引き取らなかったとき。
- 5 売店コーナーの敷地内で、承諾なく商品の直接相対取引又は無料提供を行ったとき。
- 6 その他、売店コーナーの営業を妨げる行為、信用を傷つける行為を行ったとき。

【事故及び苦情処理】

○出品物への苦情や返品について、出品者は責任をもって対処することとします。

9. その他注意事項

- 食品衛生法やJAS法などの法令遵守をお願いします。
- 農産物は、栽培履歴などの記録・記帳を心がけてください。
- 魚介類の出品は、丸売り（トレーパック）を想定しています。
※レストランにおいて使用する場合は別途協議いたします。
- 肉類の出品は、パック売りを想定しています。
※レストランにおいての使用は別途協議いたします。
- 加工・製造、販売など保健所の許可・届出が必要なものを出品する場合は、保健所の許可証や届出書の写しを登録時に添付してください。
許可証の例：菓子類、惣菜類、弁当類など
届出書の例：漬物、平餅など

最後に、スペースに限りがありますので、状況により出品調整をさせていただくことがあります。ご協力よろしく願いいたします。